

砂川市訓令第40号

令和6年9月2日

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市高等職業訓練促進給付金事業実施要綱（平成22年訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第6項」を「第6条第1項又は第2項」に改める。

第4条中「養成課程」を「カリキュラム」に改め、同条第2号中「1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）」を「6月以上」に改め、「により、」の次に「次条に規定する」を加える。

第5条第26号中「令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、」を削る。

第7条第1項各号中「令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年9月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。